

地域づくり活性化事業費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、魅力ある地域づくりを推進するため、地域の活性化や課題解決を図る支部会員の自主的な活動に対する「地域づくり活動支援事業費助成金」（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、会員が取り組む事業で、広く地域住民が参加でき、その成果が地域住民に還元される自主的で公益的な事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 産業・ものづくりの振興に関する事業
- (2) 観光振興に関する事業
- (3) 健康・福祉の推進、子どもの健全育成推進に関する事業
- (4) 芸術・文化・スポーツや生涯学習の振興に関する事業
- (5) 景観美化、環境保全に関する事業
- (6) 地域の安全・安心の推進や交流促進に関する事業
- (7) その他、地域づくりの推進に資すると認められる事業

2 第1項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 他の団体を補助する事業
- (2) 事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- (3) 団体の運営を目的とする事業
- (4) 政治、宗教及び営利を目的とする事業
- (5) その他、助成することが適当でないと認められる事業

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、支部の会員団体とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、事業を実施するために必要とする経費とする。

ただし、会員等の飲食に要する経費は対象としない。

2 第一項の規定に定めるもののほか、助成対象経費は次に掲げる事項とする。

- (1) 国、県及びその他団体等から交付される助成金等は本事業の経費から控除する。
- (2) 所要額は事業内容に即した見積もりとする。
- (3) 経費については、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な人員、回数、数量等を見込んで積算する。ただし、これによりがたい相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付する。

(助成限度額)

第5条 助成金の額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(事業の申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、次に掲げる書類を支部長に提出しなければならない。

- (1) 地域づくり活性化事業費企画申請書（様式第1号）
- (2) その他、支部長が必要と認める書類

(助成事業の選考)

第7条 前条の規定による申請があつた事業は、事務局による審査を経て、助成事業と助成金の交付額を決定する。

(選考結果の公開)

第8条 支部長は、前条の規定による事業の選考結果についてリアスネットワーク総会（支部総会）で公開するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の実績報告書（様式第2号）の提出期限は、事業完了後から1ヵ月以内又は、翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

(実績報告書の添付書類)

第10条 助成金の実績報告書（様式第2号）に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収書等の支払いが証明できる書類の写し
- (2) その他支部長が必要と認める書類

(助成金の交付方法)

第 1 1 条 助成金は、額の確定後に交付するものとする。

(事務局)

第 1 2 条 助成金の事務局は宮城県気仙沼地方振興事務所地方振興部とする。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 1 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 2 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。